

# 市町村合併と福祉行政組織——大分県日田市の場合一（下）

奥 田 憲 昭

1. はじめに
  2. 福祉行政環境の変化と市町村行政
  3. 旧日田市郡 6 市町村と日田市の概要
  4. 合併前の福祉行政組織
  5. 合併後の福祉行政組織（以下本号）
  6. 職員の職務内容と意識
  7. 福祉行政組織からみた合併の効果と問題点
  8. おわりに
- ## 5. 合併後の福祉行政組織

### （1）合併と日田市の行政組織

新しい日田市の事務機構及び行政組織については、合併協議会において、①行財政基盤の強化を目指した簡素で効率的な組織機構、②新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構、③地方分権に対応できる組織機構を基本方針として整備するとした。そして、現在の天瀬町役場、大山町役場、前津江村、中津江村役場及び上津江村役場を支所とし、その組織は合併後の円滑な事務執行のため現行の組織を基本とし、管理部門の統合など段階的な再編、見直しを行なうとした。また、支所の呼称は振興局とすること、本庁の組織に支所間の調整機能を付加すること、旧日田市にある東有田・小野・大鶴・夜明・五和の 5 振興センターの名称については現行のとおりとし、天瀬町の 2 支所の名称については馬原出張所・五馬出張所とすること、市長の権限に属する事務を分掌させるため 5 部制にすること、などが合意された。

天瀬・大山・前津江・中津江・上津江 5 町村の役場は、①効率的な組織体制とするため管理的部門は本庁に移管する、②新市の施策の一体性を確保するため施策の総合調整機能は本庁に移管する、③新市の対外的な折衝機能は本庁に移管する、ことを基本方針として統合されることとなった。本庁へ統合される主な業務と支所における主な業務は表 7 の通りである。

合併して新たに発足した日田市の職員配置を全体的に示したのが表 8 である。これに示されている通り、職員総数は775人から742人に減少した。33人の減少のほとんどは定年退職によるものである。しかし、なかには合併を機に定年を待たずに退職した職員もいる。市町村別では旧日田市17人、天瀬町5人、大山町3人、前津江村4人、中津江村3人、上津江村1人の減少である。

職員総数は減少したものの、本庁の職員数は477人から566人へと大幅に増加した。これは旧町村役場の管理的部門が本庁である日田市役所内に移転したためである。このため、本庁舎は部屋が足りず、社会福祉協議会などが使用していた隣接する庁舎を別館として教育委員会が使

表7 本庁と支所の業務分担

本庁へ統合される主な業務	
① 管理的部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事・組織に関する事項（人事任免、研修、給与、福利厚生・組織機構・定員管理など）</li> <li>・予算・財政に関する事項（予算編成、予算執行計画・財産の取得・処分、会計など）</li> <li>・その他：議会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会の事務局・教育総務</li> </ul>
② 施策の総合調整機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種計画（総合計画）や基本方針の決定</li> <li>・施策の総合調整</li> <li>・議会対応</li> </ul>
③ 対外的な折衝業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県との連絡調整</li> <li>・新市としての儀礼・儀式</li> </ul>
支所における主な業務	
① 住民生活に密着した窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請や経由に係る受付、交付業務</li> <li>・申請等に基づく決定業務のうち簡易なもの</li> <li>・相談業務</li> </ul>
② 地域独自の業務（旧町村からの継続事業等）	
③ 地域における広報業務	
④ コミュニティや自治会活動の支援業務	
⑤ 地域審議会（新市建設計画及び地域の振興策）の調整	
⑥ 公金の収納業務	
⑦ 公共施設の管理業務	

出所：日田市合併協議会協議項目付属資料

表8 合併後の旧市町村別職員数

	旧日田市	天瀬	大山	前津江	中津江	上津江	計
16.4.1 職員数	477	104	67	40	50	37	775
本庁職員数	457	44	26	13	18	8	566
広域派遣*	3	3	1	0	1	0	8
振興局	—	38	33	19	20	19	129
公民館	—	3	3	3	3	3	15
療養所	—	3	0	0	0	2	5
保育所	—	4	0	0	2	4	10
出張所	—	2	0	0	0	0	2
給食センター	—	1	0	1	0	0	2
村営バス	—	0	0	0	2	0	2
老人福祉センター	—	0	0	0	1	0	1
児童館	—	1	1	0	0	0	2
合 計	—	14	4	4	8	9	39
振興局管内合計	—	52	37	23	28	28	168
17.4.1 職員数合計	460	99	64	36	47	36	742

\* 広域派遣は日田玖珠広域市町村圏事務組合への派遣

用することとなった<sup>37</sup>。一方、振興局は部局と人員が減り、過密であった庁舎に空間的ゆとりが生じるとともに淋しさが漂っている。

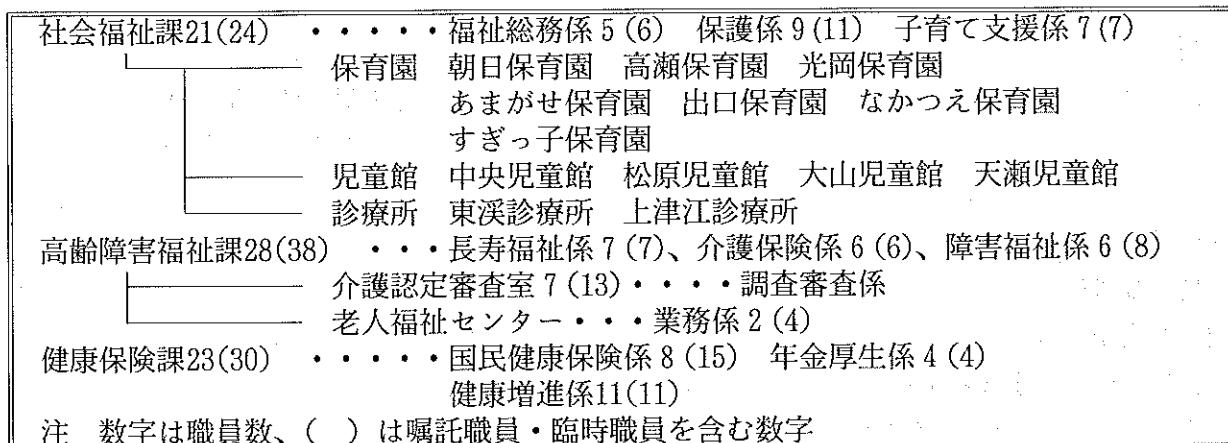
表8に示されている広域派遣は日田玖珠広域市町村圏事務組合への職員派遣を意味している。合併前の日田市郡には、①日田玖珠広域市町村圏事務組合、②上津江村中津江村中学校組合、日田郡高校寄宿舎管理組合といった三つの事務組合があった。このうち上津江村中津江村中学校組合及び日田郡高校寄宿舎管理組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務及び財産は新市に引き継がれた。また、日田玖珠広域市町村圏事務組合では合併前まで、広域消防事業、ごみ焼却業務管理運営・し尿処理業務管理運営などからなる日田清掃事業、特別養護老人ホーム「敬天荘」事業、ふるさと基金事業、済生会病院事業、日田共同葬斎場事業、日田介護保険事業など11の事業を実施していた。このうち広域消防事業、特別養護老人ホーム「敬天荘」事業、ふるさと基金事業、済生会病院事業、日田清掃事業は引き続き当該組合で共同処理することとなり、日田共同葬斎場事業、日田介護保険事業、日田郡ごみ収集事業は新市に直轄事業として実施し、その事務・財産・債務は新市に引き継ぐこととなった。

合併前、旧日田市における福祉関係の組織は、福祉部のもとに健康増進課、保険年金課、福祉事務所よりなり、保険年金課のもとに延寿寮と老人福祉センターがあった。合併後は新たに福祉保健部となり、図4に示されている通り、社会福祉課、高齢障害福祉課、健康保険課に再編成された。

合併前にあった福祉事務所としての窓口は廃止され、その事務と窓口は社会福祉課及び高齢障害福祉課に分けて行なわれることとなった。また、福祉保健部長は福祉事務所長を兼務して決裁事務を一元化して行うこととなり、福祉事務所のもとにあった保護係・児童母子福祉係の業務は社会福祉課に、障害福祉係は高齢障害福祉課に移転された。

社会福祉課には福祉総務係が新設され、振興局との連絡・調整や「地域福祉計画」の策定などを所管することとなった。合併前の健康増進課の事務は、社会福祉課福祉総務係と健康保険課健康増進係に分けられた。さらに高齢障害福祉課のもとに日田玖珠広域市町村圏事務組合から移管した「介護認定審査室」と延寿寮、老人福祉センターなどが再編された。

#### 図4 福祉保健部組織



37 社会福祉協議会は、現在日田市立勤労青少年ホームに仮住まいしているが、平成18年度より閉館された日田社会保険健康センター（ペアーレ日田）の後に設置される日田市総合保健福祉センター（仮称）に入居する予定である。

## (2) 日田市福祉保健部の行政組織と事務分掌

### 1) 本庁の組織

旧日田市役所は合併後もそのまま日田市役所本庁として利用されることになった。しかし、上の述べたごとく日田郡2町3村の福祉組織の統合を機会に本庁組織は大きく改編された。ここでは福祉保健部のもとに改編された社会福祉課、高齢障害福祉課、健康保険課の組織と事務分掌について詳述しておく<sup>38</sup>。

#### ①社会福祉課

社会福祉課は福祉総務係、保護係、子育て支援係よりなり、旧日田市の組織を再編してできた新設課である。職員は福祉総務係に5人、保護係に9人、子育て支援係に7人、合計21人が配置された。福祉総務係は、主に振興局を含めた福祉保健部の課・係との連絡調整、福祉・保健・医療の企画・連携、社会福祉協議会など民間団体との連携、地域福祉計画の策定などを分掌する福祉保健部の中核となる課である。(資料7)

福祉行政の一つの柱である保護係は旧町村においては大分県日田福祉事務所の所轄であったが、合併により日田市社会福祉課へ移管された。新日田市の生活保護係職員は2人増員され、嘱託・臨時職員を含めて11人となり、平成17年度のケースワーカーは2人増員され7人がケースを担当した。県福祉事務所からの移管により日田市のケースワーカーが、これまで県ケースワーカーの担当していたケースをも担当することとなり、日田市ケースワーカーの担当ケース数は81ケース(天瀬町43・大山町14・前津江村8・中津江村8・上津江村8)増加し、484ケースとなった。この結果1人当たりの担当ケース数は平均80.6ケースから69.1ケースに減少している。

子育て支援係は、旧日田市福祉事務所の児童母子福祉係を核として再編された係である。平成15年8月に成立した次世代育成支援法に基づく「ひたし子ども育成支援行動計画の策定及び推進に関する事項」などが新たに加わっている。

#### ②高齢障害福祉課

高齢障害福祉課は、長寿福祉係、介護保険係、介護認定審査室、障害福祉係、老人福祉センター、延寿寮からなる新設組織である。このうち長寿福祉係と介護保険係は旧日田市において保険年金課介護長寿係であったものが、それぞれ独立して新設された高齢障害福祉課に位置づけられたものである。職員数は、長寿福祉係7人、介護保険係6人、介護認定審査室7人、障害福祉係6人、老人福祉センター2人、合計23人となっている。

長寿福祉係の主要な事務には、老人保健福祉計画の総括、地域包括支援センターの設立、地域ケア会議、養護老人ホームの入所調整、成年後見制度利用支援費、高齢者福祉施策広報・調査、生きがい活動支援通所事業などがある。

介護保険係の主要な事務には老人保健福祉計画(介護保険)策定、介護保険状況報告等各種統計、介護保険特別会計、介護保険施設整備、介護保険の相談及び苦情相談、介護認定審査室

38 各課の組織と事務分掌について筆者は26頁にわたる詳細な資料を作成した。紙幅の関係で本論文での掲載は社会福祉課などその一部に止めておく。ここでの記述はこの資料に基づいたものであることを記しておく。

との連絡調整、介護保険関係の受付・支払い、高齢者住宅改造助成事業などがある。

「介護認定審査室」は日田玖珠広域市町村圏事務組合から移管したものであり、介護認定に関わる事務全般を取り扱う。主要な事務には、資料8にある通り認定審査会の条例・規則、システムの保守管理、介護認定調査・支援費調査、認定審査結果管理業務（各種統計データの作成・管理）、介護認定審査会全体会及び研修、介護認定訪問調査、主治医意見書依頼発送、審査結果の点検・入力及び結果通知書・保険証の打ち出しなどがある。（資料8）

障害福祉係は福祉事務所の障害福祉係が高齢障害福祉課のなかに組み入れられたものであり、支援費制度（総括、身障、知障、児童）、障害者計画策定、身体障害者福祉、障害者生活支援センター、療育手帳の交付、精神保健福祉、身体障害者更生医療給付などを分掌している。

老人福祉センターは、老人憩いの家・老人軽作業場（前津江町の赤石・袖木）・高齢者生活福祉センター（前津江町、中津江村、上津江町）・在宅介護支援センター（前津江町、中津江村、上津江町）などの老人福祉公共施設の事業企画実施・予算執行・維持管理に関する事項、津江老人福祉センターの管理運営・業務委託に関する事項、老人クラブや生きがいグループの指導・援助、福祉まつり、スポーツ・レクリエーション・世代交流事業に関する事項などを所管している。

### ③健康保険課

健康保険課は国民健康保険係、健康増進係、年金厚生係よりなり、人員配置は国民健康保険係8人、健康増進係11人、年金厚生係4人、合計28人となっている。

市町村は、国民健康保険を実施する保険者であり、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないこととなっている。国民健康保険係はその一切の業務を行なうため設置されたものである。資料9に示されたどの業務も国保運営には欠くことのできないものである。主なものを挙げると、国保特別会計の予算、財産に関する事項、国保運営協議会に関する事項、国保適用適正化対策・医療費適正化に関する事項、滞納者対策（保険証更新）に関する事項、老人特別会計の予算、財産に関する事項、保険者別医療費通知に関する事項、国保療養費の支給に関する事項、老人医療受給者証の交付に関する事項、レセプト点検、仕分に関する事項、国保統計・月報・年報に関する事項などである。

旧日田市では「健康づくりの都市宣言」を行い、「日田市健康づくり憲章」を掲げて健康推進係と保健指導係からなる健康増進課を設置し、健康づくりに力を注いでいた。新市の健康増進係はこの健康増進課を継承したものである。合併協議会で「健康づくりの都市宣言」は新市に引き継がれ、課から係になったが、事務分掌の業務事項はむしろ増加している。

以上本序の福祉行政組織について述べてきた。旧日田市時代の組織と比較して大きく変化した点をまとめると以下の通りである。

- i 旧日田市の福祉事務所窓口は廃止され、その事務と窓口は社会福祉課及び高齢障害福祉課に再編された。そして福祉保健部長は福祉事務所長を兼務して決裁事務を一元化して行うこととなった。その結果、福祉事務所のもとにあった保護係・児童母子福祉係の業務は社会福祉課に、障害福祉係は高齢障害福祉課に移転された。
- ii 振興局を含めた福祉保健部の課・係との連絡調整、福祉・保健・医療の企画・連携、地域福祉計画や社会福祉協議会など地域福祉の総括を担う組織として社会福祉課福祉総務係が

新設された。

- iii この結果、旧日田市は健康増進課、保険年金課、福祉事務所からなっていたが、日田市では社会福祉課、高齢障害福祉課、健康保険課の3課制に再編された。
- iv 旧日田市時代、福祉部には健康増進課15人、保険年金課21人、福祉事務所23人、合計60人が配置されていたが、新市の福祉保健部には社会福祉課21人、高齢障害福祉課23人、健康保険課28人、合計72人が配置され、12人増員された。
- vi 合併によりそれまで大分県日田福祉事務所の所轄であった旧町村の生活保護行政、障害福祉行政、児童福祉行政はより身近な日田市に移管されることになった。このため日田市は職員を増員した。(生活保護については2人の増員)
- vii 旧日田市時代、介護保険の介護認定審査業務は一部事務組合である日田玖珠広域市町村圏事務組合で行なわれていたが、高齢障害福祉課のもとに「介護認定審査室」が置かれ、介護認定に関わる事務全般を新市で取り扱うことになった。
- viii もともと市の福祉行政組織は、町村の行政組織と比較すると細分化されている。旧町村から本庁へ配置された職員は、複数の職務に従事していた旧町村時代とは異なり、特定の限られた職務に専従することになった。

#### ①振興局の行政組織と事務分掌

表9は、旧町村の日田市振興局への組織再編、表10は本庁と振興局の福祉関係職員の配置人員数を示したものである。これによれば本庁の人員は12人増加しているが、振興局の配置人員は、天瀬町が福祉保健課福祉係、国保・老人医療係、介護保険係、保健センターから福祉保健課福祉係、保健年金係となり、8人減少して7人に、大山町が保健福祉課福祉係・保健衛生係から福祉保健課福祉係、保健年金係となり、2人減少して6人に、中津江村が住民課住民係・保健衛生係・福祉係から市民福祉課住民係、福祉保険係となり、3人減少して6人に、上津江町が市民福祉課保健衛生係、福祉係から住民係、福祉保健係となり、1人減少して6人となっている。天瀬町の減少が多いのは、他の町村よりも組織規模が大きかったためである。また、前津江町は1人の増加となっている。これは保健福祉課が市民福祉課となり保健福祉課と住民係とが統合したためである。福祉関係だけでみれば、保健福祉課が福祉保健係となり、6人から4人へと減少している。郡部全体としては12人減少しているが、全体の人数は105人と変わらない。

表9 振興局の組織再編

町名	合併前の組織	振興局の組織
天瀬町	福祉保健課：福祉係・国保老人医療係・介護保険係・保健センター	福祉保健課：福祉係・保健年金係
大山町	保健福祉課：福祉係・保健衛生係	福祉保健課：福祉係・保健年金係
前津江町	保健福祉課：保健福祉課	市民福祉課：住民係・福祉保健係
中津江村	住民課：住民係・保健衛生係・福祉係	市民福祉課：住民係・福祉保健係
上津江町	保健福祉課：保健衛生係・福祉係	市民福祉課：住民係・福祉保健係

表10 合併後における本庁と振興局の福祉関係職員数

	本庁	天瀬	大山	前津江	中津江	上津江	計
16.4.1合併前の職員数	60	15	8	6	9	7	105
17.4.1合併後の職員数	72(22)	7(2)	6(1)	7(1)	6(1)	6(1)	105

資料 日田市、保健師数は『平成16年度 保健所報』大分県日田玖珠保健所

注 嘱託職員は除く。( )は保健師の数。

すでに述べたように、天瀬・大山・前津江・中津江・上津江5町村の役場は、①管理的部門は本庁に移管する、②施策の総合調整機能は本庁に移管する、③対外的な折衝機能は本庁に移管する、といった基本方針のもとに統合された。その結果、振興局が取り扱う主な業務は表7にある通り、①住民生活に密着した窓口業務、②地域独自の業務（旧町村からの継続事業等）、③地域における広報業務、④コミュニティや自治会活動の支援業務、⑤地域審議会（新市建設計画及び地域の振興策）の調整、⑥公金の収納業務、⑦公共施設の管理業務、となっている。

振興局組織は、天瀬町・大山町が福祉保健課、前津江町・中津江村・上津江町が市民福祉課となっている。この違いは、天瀬町・大山町の福祉保健課が福祉保健関係の業務だけを担当するのに対し、旧村の前津江町・中津江村・上津江町の市民福祉課は住民関係と福祉関係の二つの分野の業務を担当する点にある。しかし、各振興局が取り扱う福祉関係の業務内容は窓口業務が中心であり、日田市振興局として統一されている。（資料10 資料11）

福祉関係職員の人数は表10に見られる通り、本庁は60人から72人へと12人、前津江村は6人から7人へと1人増員したのに対し、天瀬町は15人から7人へ、大山町は8人から7人へ、中津江村は9人から6人へ、上津江町は7人から6人へと減少した。

### (3) 大分県日田福祉事務所の廃止

これまで述べた通り、市町村合併に伴い日田郡・玖珠郡町村の福祉事務所であった大分県日田福祉事務所は廃止された。これは日田郡町村の福祉事務が日田市に移管されたためである。しかし、玖珠郡の玖珠町・九重町が合併しなかったため玖珠郡の福祉事務所は業務を継続する必要があった。そこで大分県は、保健と福祉のつながりを強めるためという理由で、日田玖珠保健所を日田玖珠県民保健福祉センターとして改組した。大分県日田福祉事務所は大分県日田振興局内にあり、日田玖珠保健所とは離れた場所にあった。大分県日田福祉事務所があった大分県日田振興局内の部屋には日田玖珠県民保健福祉センター地域福祉室が設置された。日田玖珠県民保健福祉センター地域福祉室は、図-1の通り、玖珠郡を所管する福祉事務所としての業務と県の地方機関としての業務を行なうこととなっている。常勤職員数は15人から4人削減され、事務職員10人、保健師1人となった。事務職員10人のうち地域福祉担当6人、保護担当4人となっている。

#### 図-4 地域福祉室業務

- |                          |
|--------------------------|
| 1. 玖珠郡を所管する福祉事務所としての業務   |
| ① 生活保護法にもとづく保護の実施機関      |
| ② 児童福祉法にもとづく援護の実施機関      |
| ③ 母子及び寡婦福祉法にもとづく援護の実施機関  |
| 2. 県の地方機関としての業務（日田市、玖珠郡） |
| ① 介護保険事業所の実地指導           |
| ② 老人保健福祉計画日田玖珠圏域調整会議の開催  |
| ③ 指定居宅支援事業者の実地指導         |
| ④ 在宅介護支援センターの指導監査        |
| ⑤ 保育所の指導監査               |

#### 6. 職員の職務内容と意識

合併により旧町村職員の多くが本庁である旧日田市役所に勤務することになった。平成17年11月下旬に福祉保健部における旧町村からの異動職員と振興局の全職員を対象に「職務状況の変化と意識」についてアンケート調査を行った。最初に本庁の福祉保健部異動職員の調査結果を、次いで振興局職員の調査結果について述べておく。

##### （1）本庁福祉保健部異動職員の職務状況と意識

本庁福祉保健部への異動職員は19人であり、社会福祉課6人、高齢障害福祉5人、健康保険課5人、介護認定審査室3人となっている。回答者の日田市福祉保健部における職務上の地位は、係長2人、主任7人、主査5人、主事1人、主事補1人、保健師3人であり、合併前の勤務地は、天瀬町9人、大山町6人、前津江村3人、中津江村1人である。合併前の職場は、福祉保健関係9人、その他10人となっており、前任地の職場が福祉保健関係であった者は約半数である。その他には商工観光課、企画課、総務課、教育委員会、住民課、議会事務局、農林課などが含まれている。

表11は職務上の地位の変化を示したものである。職務上の地位は異動により降格した者が多い。なかでも旧町村で課長であった2人が係長に降格している。ただ、この2人の給与は向上しており、管理職の降格者については給与を上げることでバランスを取ったものと推察される。なお、給与については合併前の給与は保障することになっており、給与が下がった者はいない。

表11 職務上の地位の変化

合併前	合併後
課長 2人	—
係長 1人	係長 2人
主査 8人	主査 5人
主任 3人	主任 7人
主事 2人	主事 1人
—	主事補 1人
保健師 3人	保健師 3人

表12は通勤時間の変化を示している。異動して通勤時間の短縮した者が10人、延長した者が9人とほぼ半分半分になっている。通勤時間が短縮した者の短縮時間は30分代が1人、20分代が1人、10分代が5人。9分以下が3人となっている。旧町村部職員が本庁勤務となった場合、通勤時間が長くなると予想されたが、半分以上の者が短縮しているのは予想外である。これはもともと旧日田市に住んでいて町村役場に通勤していた者が多かったためである。また、通勤時間が延長した者の延長時間は30分代が1人、20分代が5人、10分代が3人となっている。

表13は、現在の住居を移転する意思があるかどうかを問うたものである。これによれば、「現在すでに移転を考えている」1人、「現在は考えていないが、将来は考えることがあるかもしれない」4人、「現在も将来も移転を考えることはない」6人、「合併前から旧日田市に住んでいる」8人となっており、19人中14人は移転の意思をもっていない。「現在すでに移転を考えている」は天瀬町からの通勤者であり、通勤時間が30分と20分ほど長くなっている。また、「現在は考えていないが、将来は考えることがあるかもしれない」とした4人のうち3人が合併前よりも20分以上長くなっている。

表12 通勤時間の変化

短縮時間	人数	延長時間	人数
30分代	1	30分代	1
20分代	1	20分代	5
10分代	5	10分代	3
9分代以下	3	9分代以下	—

表13 住居の移転予定

住居移転予定	人数
現在すでに移転を考えている。	1
現在は考えていないが、将来は考えることがあるかもしれない。	4
現在も将来も移転を考えることはない。	6
合併前から旧日田市に住んでいる。	8

表14は職務内容の変化を示したものである。これによると本庁に異動して、「取り扱う事務の種類が減り、特定の仕事をするようになった」が9人と最も多く、次いで「取り扱う事務内容が細分化され、より専門的になった」が8人と多くなっている。これらに次いで「取り扱う事務内容がより複雑になった」「窓口業務が多くなった」の5人、「自分で意思決定できず、上司に判断を仰ぐことが多くなった」「町村ではなかった仕事が増えた」の4人が続いている。「自分で判断したり、意思決定したりすることが多くなった」が1人だけいる。この回答をしたのは保健師である。市職員として農村生活者から都市生活者を相談相手とするようになり困難事例が増え、県福祉事務所から独立して専門職としての力量が問われていることが窺われる。

表14 職務内容の変化（複数回答可）

職務内容の変化	人数
1 取り扱う事務の種類が減り、特定の仕事をするようになった。	9
2 取り扱う事務の種類が増え、合併前よりも多くの種類の仕事をするようになった。	2
3 取り扱う事務内容が細分化され、より専門的になった。	8
4 取り扱う事務内容がより複雑になった。	5
5 自分で判断したり、意思決定したりすることが多くなった。	1
6 自分で意思決定できず、上司に判断を仰ぐことが多くなった。	4
7 窓口業務が多くなった。	5
8 窓口業務が少なくなった。	0
9 管理的仕事が多くなった。	0
10 懇談会など計画行政に関わることが多くなった。	1
11 統計事務に関わることが多くなった	0
12 町村ではなかった仕事が増えた。	4

表15は異動した職員の本庁勤務に対する自己評価を示したものである。これによれば「仕事上気を使うことが多くなった」が7人と最も多く、次いで「仕事の上でも生活の上でも特にいいこともないし、悪いこともない」6人、「仕事の上でも生活の上でも本庁に異動してよかったです」4人の順に多くなっている。「仕事上気を使うことが多くなった」が多い反面、「仕事の上でも生活の上でも本庁に異動しないほうがよかったです」が皆無である点も注目される。

表15 本庁勤務に対する意識

本庁勤務に対する意識	人数
仕事の上でも生活の上でも本庁に異動してよかったです	4
仕事上はよかったですが、生活上よくなかったとはいえない。	2
仕事の上でも生活の上でも特にいいこともないし、悪いこともない。	6
仕事上気を使うことが多くなった。	7
仕事の上でも生活の上でも本庁に異動しないほうがよかったです。	0

このほか職務変化に対する自由記述では「事務的には細分化されたが、全般的に窓口電話対応が多く人員が少ないと思う」「窓口対応で、大きい行政になった分多くの人と接するがやりやすい。町村では顔見知りばかりで厳しく接しにくいときがあったが、顔を知らないやりやすくなった」「住民が遠く感じられるようになった」「事務の仕方が変化した。情報がすぐに見れない」「旧日田市民のクレーム、バッシングが厳しい、スーツ・タイが窮屈、研修が多い」といったさまざまな意見が述べられている。

## （2）振興局職員の職務内容の変化と意識

以上は旧町村から本庁へ異動した職員に対する調査から明らかになった職務内容の変化と職員意識について述べたものである。旧町村に残った職員の職務内容はどのように変化し、意識

はどのようなものがあったのであろうか。

表16は振興局の職員に職務内容の変化について質問したものを振興局ごとにまとめたものである。回答者数は、天瀬町30人、大山町23人、前津江村15人、中津江村13人、上津江村13人となっている。回答者の部署は福祉関係だけでなく全体にまたがっている。表16の「職務内容の変化」の項目は表14と同じである。

旧町村の合計でみれば、「取り扱う事務の種類が増え、合併前よりも多くの種類の仕事をするようになった」が45人と特に多く、次いで「自分で意思決定できず、上司に判断を仰ぐことが多くなった」「窓口業務が多くなった」が25人と多くなっている。これに次いで「取り扱う事務の種類が減り、特定の仕事をするようになった」が23人と多くなっている。本庁では「取り扱う事務の種類が増え、合併前よりも多くの種類の仕事をするようになった」は2人しかいないのとは対象的である。

表17は振興局の意識（自由意見）を整理したものである。窓口業務に関連するものを中心にはさまざまな意見が述べられている。「本庁と住民の取次事項が多くなった。本庁からは直接住民に通知事項が行くので住民からの問い合わせがあっても内容がわからない」「窓口相談業務が仕事のウエイトを占め、ほとんど決定事項がなくなった」「合併後は本課との協議も多く、縦割行政が主であり、振興局内の横のつながりが減ってしまい不安を感じている。」「住民が庁舎にくるのが減った。行政と住民とのつながりが薄くなったように感じる」などが振興局の状況と職員の意識をよく表している。

表16 職務内容の変化（複数回答可）

職務内容の変化*	天瀬町	大山町	前津江村	中津江村	上津江村	合計
1 特定の仕事	6	5	3	4	5	23
2 多くの種類の仕事	19	10	7	5	4	45
3 事務内容が細分化	2	2	5	2	2	13
4 事務内容が複雑	10	3	3	2	1	19
5 自分で判断	3	1	0	0	1	5
6 上司に判断を仰ぐ	7	7	3	5	3	25
7 窓口業務が増加	9	6	4	4	2	25
8 窓口業務が減少	2	1	1	1	2	7
9 管理的仕事が増加	1	3	1	1	1	7
10 計画行政に関与	2	1	1	0	0	4
11 統計事務に関与	0	1	2	0	2	5
12 町村ではない仕事	1	3	1	0	2	7
	62人	43人	31人	24人	25人	185

\*の項目は表14の項目を短縮して記したものである。

表17 職員の意識（自由意見）

- ・窓口業務しかなくなった
- ・本庁と住民の取次事項が多くなった。本庁からは直接住民に通知事項が行くので住民からの問い合わせがあっても内容がわからない。

- ・窓口事務は申請を受け付けるだけでよくなった。
- ・決定する事がなく窓口業務専門になった。
- ・窓口相談業務が仕事のウェイトを占め、ほとんど決定事項がなくなった。
- ・窓口事務が主体となったので仕事上の責任は軽くなった。本庁の事業内容が把握しにくくなつた。県の情報が得られなくなった。
- ・国や県とのつながりがなくなり、市民に対する窓口サービスが主要な事務となつた。
- ・担当している業務がその一部（受付業務）だけになり、一連の流れを見通して業務を行なうことができず、全体がわかりにくくなつた。
- ・異動処理や入力処理が本庁で行なわれるようになつたため、ほとんどが窓口的な発行業務になり、責任は軽くなつたが、窓口なので他の課への連携などもあり、窓口の受付件数は合併前とあまり変動はない。
- ・決定が本庁で行なわれるため、振興局は受理業務のみとなつた
- ・仕事内容が窓口業務・住民対応のみとなつた。窓口で申請を受け、それを本庁に送るだけで決定した内容や支払いの事実など振興局ではわからない。このため住民からの問い合わせの際に必ず本庁に確認しないといけない。
- ・住民異動の戸籍の届出があったときの事務処理などは本庁で一括して行なうことになつたので、市民課の事務量は合併前よりも減つたと思う。
- ・本庁と振興局の役割が明確でなく、どこまで振興局でしなければならないのか（できるのか）わからないところがある。
- ・職務権限がなくなった。主要な事務処理はすべて本庁で行なうため、振興局は取り次ぎ業務となつた。
- ・残業が多くなつた
- ・さまざまな申告などの受付はするが、処理や相談ができなくなった。
- ・予算配分枠がなく住民ニーズに応えられない。
- ・研修が少なくなった。お金に関する事務が少なくなった（補助金申請、予算執行など）
- ・人数が減つたことで仕事量が増えた。
- ・県との窓口が本庁と一本となり、仕事全体の状況がつかみづらくなつた。
- ・本庁経済部の仕事を振興局産業課で担当しているが、職員は課長以下4名なので仕事が煩雑になる。振興局の職員が少ないとと思う。
- ・事務の兼務度合いが減り、時間外労働が減少した。
- ・取り扱う事務の種類が増えたが、処理する量が減つたため、より広い分野を浅い知識で対応しなければならなくなつた。
- ・事業の内容によっては本庁担当者の判断を仰ぐことが多くなつた。自分の意思で決定できないことが多くなつた。
- ・道路管理等旧町と日田市のスタンスの違いがあるため、日田市に合わせる作業が必要となつた。
- ・本庁の出先機関としての業務が多く、本庁の判断を仰ぐことが多くなつた。
- ・支所なので文書がこない、報告は少なくなったが、情報も少くなり、予算がないので決定権もない。
- ・事業等の打ち合わせ（本庁）の時間が増えた。

- ・事務処理の内容が複雑化し、一つの事務により多くの時間を使うようになった。
- ・住民が庁舎にくるのが減った。行政と住民とのつながりが薄くなったようを感じる。
- ・合併後は本課との協議も多く、縦割行政が主であり、振興局内の横のつながりが減ってしまい不安を感じている。
- ・母体が大きくなり、縦割り行政の弊害を感じる。

## 7. 福祉行政組織からみた合併の効果と問題点

日田市郡合併協議会準備委員会は合併の準備に取り組むなかで住民に対し合併の効果と課題について説明を行なってきた。合併の効果については、合併の意義として、①将来への飛躍・発展に向けた都市総合力の強化、②広域的視点からのまちづくり、③行政基盤の強化とサービスの高度化の三つを指摘し、それぞれについて以下のような具体的効果を挙げている<sup>39</sup>。

### ○将来への飛躍・発展に向けた都市総合力の強化

- ・合併により、平成12年国勢調査ベースで77,369人、計画将来人口81,000人、年間交流人口で500万人の圏域となり、北部九州の拠点的都市としての存在感やイメージアップが図られる。
- ・住民は、日田市郡で提供されている様々な行政サービスを等しく受けられるようになる。
- ・これまで6市町村がそれぞれで計画・実施してきた観光振興を一体的に行なうことができるようになる。

### ○広域的視点からのまちづくり

- ・広域的な視点からの地域整備のあり方や土地利用を検討・整備し、それぞれの地域特性を活かした機能分担により、バランスのとれた魅力あるまちづくりが可能となる。
- ・6市町村に立地する地域資源や機能を有効に活用した産業振興、保健・医療・福祉サービスの充実など広域的な視点による効果的な施策が可能となる。
- ・それぞれの特徴を有する個性豊かな地域イメージが重なり、北部九州の拠点的なアメニティ都市としてのイメージが形づくられる。

### ○行政基盤の強化とサービスの高度化

- ・合併による財政基盤の強化により、国保や介護保険等の安定的経営など行政サービスの安定した提供が可能となる。
- ・行政内部管理部門の効率化や行政サービスの一元化により職員数の抑制が可能となり、人件費の抑制や今後需要の増大する福祉・IT・環境などの分野の専門職員の配置が可能となるとともに、住民サービスの幅が広がる。
- ・重複投資を避けることにより、公共施設の効率的配置・重点的な投資が可能となるとともに、新たな投資余力が生まれる。

また、合併に伴い懸念される課題とその対応方向については、行政サービス、まちづくり、財政に分け、行政サービスの課題としては、①市役所や役場への距離が遠くなるなど利便性が

39 日田市合併協議会準備委員会 『新しい日田市郡のまちづくり将来ビジョン』 平成14年7月 12頁

低下する懸念がある、②行政サービスの低下や公共料金などの住民負担の増大の懸念があるといった点を、まちづくりについては①中心部と周辺部において地域格差拡大が生じる懸念がある、②歴史・文化・伝統など地域性の消失や地域コミュニティの希薄化の懸念があるといった点を、財政については6市町村の財政状況の格差から不平等感が生じる懸念がある、といった点を挙げている。ここではこれらの課題に対して合併協議会準備委員会が示した対応方針を示しておく。

○市役所や役場への距離が遠くなるなど利便性が低下する懸念がある。

- ・合併後も現在の市役所や役場を支所等として活用し、窓口サービス等に密着した業務については引き続き行なうとともに、情報通信基盤の整備によりサービスの提供水準を維持する。

○行政サービスの低下や公共料金などの住民負担の増大の懸念がある。

- ・合併による行財政基盤の強化や事務の効率性向上により、将来にわたって住民負担を抑制し、また質の高いサービスの提供を可能にしていくとともに、サービス水準と負担のバランスを確保する中で適正な負担水準を定めていく。

○中心部と周辺部において地域格差拡大が生じる懸念がある。

- ・地域格差の是正や地域の特性を活かした施策を新市町村建設計画の中に位置づけ、バランスのとれたまちづくりを進めていくとともに、旧市町村の区域毎に地域審議会を設け、施策に住民意見を反映、そのチェックを行なう。

○歴史・文化・伝統など地域性の消失や地域コミュニティの希薄化の懸念がある。

- ・コミュニティこそがまちづくりの原動力という観点から、社会教育や学校教育を通じて地域の魅力を伝え、コミュニティを愛する心や連帯意識を守り育てる。

○6市町村の財政状況の格差から不平等感が生じる懸念がある

- ・地方交付税制度の先行きが厳しい中で、合併により財政基盤が強化されること、また一体的まちづくりの展開は、長期的に都市経営の効率化と安定性をもたらすものであり、これらについて住民の理解を得ていく。

合併から1年近くが経過し、合併前に掲げた期待通りの効果が挙げられる見通しが立ったのかどうか、懸念された課題には十分対応できているのかどうか。合併協議会準備委員会が掲げた項目のうち福祉行政として検証すべき内容としては以下のものが指摘されよう。

○合併効果として検証されるもの

- ①これまで6市町村がそれぞれで計画・実施してきた福祉行政を一体的に行なうことができ、旧日田市郡の住民が等しく様々な福祉行政サービスを受けられるようになったかどうか。
- ②6市町村に立地する地域資源や機能を有効に活用した保健・医療・福祉サービスの充実など広域的な視点による効果的な施策が可能となったかどうか。
- ③合併による財政基盤の強化により、国保や介護保険等の安定した提供が可能となったかどうか。
- ④行政内部管理部門の効率化や行政サービスの一元化により職員数の抑制が可能となり、人件費の抑制や今後需要の増大する福祉分野の専門職員の配置が可能となり、住民サービスの幅が広がったかどうか。

⑤重複投資を避けることにより、公共施設の効率的配置・重点的な投資が可能となり、新たな投資余力が生まれたかどうか。

○問題点として検証されるもの

- ①市役所や役場への距離が遠くなるなど利便性が低下する懸念。
- ②行政サービスの低下や公共料金などの住民負担の増大の懸念。
- ③中心部と周辺部において地域格差拡大が生じる懸念。
- ④地域コミュニティの希薄化の懸念
- ⑤6市町村の財政状況の格差から不平等感が生じる懸念

これら福祉行政に関連する項目は福祉行政組織だけでなく、福祉サービス、福祉財政基盤など福祉行政全体に関連している。したがって福祉サービス、福祉財政基盤など福祉行政全体の検討を行なわなければ十分な検証はできない。ここではこれまでの合併による福祉行政組織の変化と職員の意識の検討を踏まえて言える点だけを検討しておく。

期待される効果として挙げられた「これまで6市町村がそれぞれで計画・実施してきた福祉行政を一体的に行なうことができ、旧日田市郡の住民が等しく様々な福祉行政サービスを受けられるようになったかどうか」については、旧町村の福祉事務所が日田市に移管され、本庁に管理・調整機能を集中させる形で行政組織を改善・強化したことにより、一体的行政が可能となったことは確かである。また、行政サービスの内容は別に検証する必要があるとしても、日田市が提供する福祉行政サービスについては旧日田市郡の住民も等しく受けられるようになったと言えるであろう。

第2の「6市町村に立地する地域資源や機能を有効に活用した保健・医療・福祉サービスの充実など広域的な視点による効果的な施策が可能となったかどうか。」については、大分県日田福祉事務所が廃止され旧5町村福祉事務が日田市に移管されたことにより6市町村を一体とした広域的視点から福祉行政を行なう体制は整ったと言えるであろう。また、「介護認定審査室」が日田玖珠広域市町村圏事務組合から移管し、日田市で介護認定審査が一体的に行われるようになったのも合併効果の一つである。しかし、6市町村に立地する地域資源や機能を有効に活用した効果的な施策が展開されるようになったかどうか、その施策内容については、現在「地域福祉計画」や「老人保健福祉計画」が策定中であり、もう少し経過を見なければ評価できない。

第3に「合併による財政基盤の強化により、国保や介護保険等の安定した提供が可能となったかどうか」については国保や介護保険会計の検討が必要であり、ここでは取り上げないこととする。

第4に「行政内部管理部門の効率化や行政サービスの一元化により職員数の抑制が可能となり、人件費の抑制や今後需要の増大する福祉分野の専門職員の配置が可能となり、住民サービスの幅が広がったかどうか」については、これまで詳細にみてきた通り、6市町村が別々になっていた管理部門の事務を本庁に集中したのであるから、行政内部管理部門の効率化と行政サービスの一元化は図られたことになろう。職員数の抑制については、表8で示したごとく平成17年4月1日で33人の減少となっている。これは定年退職者や合併時に退職した者の補充をしなかったためである。しかし、保健福祉担当職員数は表10に示されたごとく105人と変化していない。このことは需要の増大する福祉分野の職員は削減されず、他の部署で削減されたこ

とを意味している。

第5に「重複投資を避けることにより、公共施設の効率的配置・重点的な投資が可能となり、新たな投資余力が生まれたかどうか」については、新市建設計画のなかで「保健福祉の拠点として「総合保健福祉センター」（仮称）の建設を重点プロジェクトとして掲げていたが<sup>40</sup>、平成18年1月に年金・健康保険福祉施設整理機構が一般競争入札を実施した「日田社会保険健康センター（ペアーレ日田）」を日田市が落札し、「総合保健福祉センター」として活用することになった。このことは福祉施設の効率的配置・重点的投資として評価されるであろう。

以上は期待される効果として挙げられたものについての考察と評価である。次に合併によって生じるものとして指摘された懸念について検討する。

「市役所や役場への距離が遠くなるなど利便性が低下する懸念」は日田市における合併の最大の問題点である。福祉行政においてもこの点は大きな問題となる。日田市の面積は666.19km<sup>2</sup>で旧日田市の面積269.21km<sup>2</sup>から2.5倍近くに広がっている。本庁から上津江振興局までは車で1時間もの距離がある。住民への利便性を低下させないためかつての役場を振興局とし窓口行政を行なうことになった。しかし、行政と住民の繋がりは窓口ですむものばかりではない。計画行政に参加したり、管理部門との直接折衝したりする必要性も高い。情報通信基盤の整備によりサービスの提供水準を維持するといつても一定の限界がある。こうした不便さは住民だけではなく行政組織間でも生じる問題である。合併による面積の拡大は合併する以上仕方がない。しかし、住民や行政の不便さを解消する努力は不可欠であり、そのためには幹線道路整備による時間短縮しかないであろう。

「行政サービスの低下や公共料金などの住民負担増大の懸念」「中心部と周辺部において地域格差拡大が生じる懸念」については行政組織の検討だけではわからない。行政サービスの検討後に合わせて評価することとする。ここでは、合併協議においては「負担公平の原則」が貫かれていることだけを指摘しておきたい<sup>41</sup>。

「地域コミュニティの希薄化の懸念」の問題は、福祉行政をすすめる上で欠かせない問題である。行政組織の検討だけでは不十分であるが、合併により負担公平の原則が貫かれた場合この懸念は現実のものとなるであろう。なぜなら合併前には旧市町村によりコミュニティづくりに係る補助金の出し方が異なっていたからである。コミュニティ団体やコミュニティ活動への補助金の多かった町村ほどその懸念は払拭されないであろう。しかし、行政が福祉コミュニティ活動を行なう団体にどこまで財政支援すべきなのか、といった問題は合併に関係なく検討を要する問題である。

「6市町村の財政状況の格差から不平等感が生じる懸念」は合併前の段階においては旧日田市において特に強かったと言えよう。表5の市町村行政のすがたで示したように、平成15年度の経常収支比率では旧日田市が87.2%であったのに対して旧中津江村が100.8%、旧上津江村

40 新市建設計画（日田地域の新しいまちづくり計画）では重点プロジェクトとして総合保健福祉センターの建設を含む「保健福祉ネットワークプロジェクト」のほかに「観光・産業基盤形成プロジェクト」「文化創造・再発見プロジェクト」「自然環境保全プロジェクト」を掲げている。

41 第1回合併協議会で承認された合併協議（協定）項目及び協議の原則では、①一体性確保の原則、②住民福祉向上の原則、③負担公平の原則、④健全な財政運営の原則、⑤行政改革推進の原則、⑥適正規模準拠の原則が掲げられている。

が99.9%であった。また、平成15年度地方交付税比率は旧日田市が25.8%であったのに対して上津江村が52.3%、前津江村が45.9%であった。この財政状況の格差が旧日田市民の合併に対する不平等感を生み出し、多くの市民が合併そのものに反対する原因になっていたのである。旧日田市民懇談会のアンケート調査などによれば財政状況の悪い自治体とわざわざ合併する必要はないという意見はかなり多くの市民から寄せられていた。しかし、合併した以上合併後ににおいては日田市全体として財政状況の改善に努めることが大切である。

以上日田市郡合併協議会準備委員会が合併前に住民に対し行なった合併の効果と課題についての説明を基礎に合併の効果と問題点について考察してきた。しかし、振興局のあり方をめぐり合併前に予測されなかつた問題点や課題が生じている。

その一つが振興局の機能と権限の問題である。振興局職員のアンケート調査に見られた通り、振興局は窓口業務となり本庁と住民の取次事項が多くなった。この取次ぎをめぐってさまざまな問題が生じている。もちろん福祉分野も例外ではない。本庁から住民に直接通知事項が行くので住民からの問い合わせがあつても振興局職員は内容がわからないとか、本庁との取次ぎに時間が掛かりすぎるとかいった問題、職務権限と予算がなくなったため緊急を要することでも振興局でのワンストップ対応ができないとかといった問題である。これらのこととは住民と役所との距離を遠ざける結果をもたらしている。これらの問題に対してどのように対応するか、日田市はもう少し旧町村住民の立場に立ち振興局のあり方を改善する必要があろう。

また旧町村役場時代に比べて振興局の人数が半数以下に減少したことから生じる問題についても検討をする。特に問題となるのは災害初動時の対応である。合併により災害復興時の対応力は本体の財政力と組織力が大きくなつた分強化されている。しかし、災害時の人命救助や災害弱者への対応においては初動時の対応が最も重要である。こうした災害緊急時に備えには住民との協働が欠かせない。

## 8. おわりに

本論文においては福祉行政組織に限定をして市町村合併が福祉行政に与えた影響について考察してきた。はじめに述べたように市町村合併は行政組織、行政サービス、財政構造に大きな影響を与えることから、市町村合併が福祉行政に与える影響を全体的に考察するためには、この三つの視点から事実に基づき検討することが必要である。したがつて、福祉行政組織に焦点を当てた本考察は、市町村合併が福祉行政に与えた影響の一部の考察ということになる。当初筆者は福祉行政組織と福祉行政サービスの考察を同じ論文で発表する予定であった。しかし、福祉行政組織の考察だけで多くの時間と頁を要したため福祉行政サービスの考察は別論文として発表することとした。

この論文は上・下に分けて発表したが、資料の収集は合併前の平成16年から開始し、2年間に亘っている。合併前の旧市町村の福祉担当者、合併してからの社会福祉課及び人事課、振興局の職員の方には多大のご協力を頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。

## 資料7 日田市社会福祉課の組織と事務分掌

職員：福祉総務係5人、保護係9人、子育て支援係7人 合計21人+嘱託1人+臨時2人

			事務分掌
	正	副	
福祉総務係 6人	課長補佐	副主任幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>○係の総括に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・保健・医療の総括に関する事項</li> <li>・地域福祉の総括に関する事項</li> <li>・福祉保健部の関係課・係との連絡調整に関する事項</li> <li>・福祉保健部の庶務に関する事項</li> <li>・福祉・保健・医療関係の表彰に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	副主任幹	主任幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・保健・医療の企画に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉保健の企画・財政に関する事項</li> <li>・地域福祉計画に関する事項</li> <li>・福祉のまちづくりに関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	主任	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉・保健・医療との連携に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合保健福祉センターに関する事項</li> <li>・福祉保健部の予算調整に関する事項</li> <li>・医師会・済生会との連絡調整・助成金に関する事項</li> <li>・ふるさと融資に関する事項</li> <li>・振興局との連絡・調整に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	主査	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護費の支給に関する事項</li> </ul>
	主査	課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>○診療所に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康福祉まつりに関する事項</li> <li>・情報化の推進に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	臨時職員	課長補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>○課の庶務に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会に関する事項</li> <li>・民生児童委員法（昭和23年法律第198号）に関する事項</li> <li>・備品・用品の請求保管に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
保護係 10人	保護係長	専門員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○企画           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護全般の事業計画策定及び査察指導に関する事項</li> <li>・市議会、委員会の資料作成（保護）に関する事項</li> <li>・福祉事務所嘱託医（保護）の委嘱に関する事項</li> <li>・社会福祉実習生に関する事項</li> <li>・保護実施上の内規作成等に関する事項</li> <li>・保護係の統括</li> <li>・国、県の指導監査、及び会計検査院に関する事項</li> <li>・行旅病人及行旅死亡人取締法に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	専門員	副主任幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整、自立支援プログラムに関する件</li> </ul> </li> </ul>

副主幹	専門員	○現業 ・各振興局担当職員、ケースワーカーの研修・連絡調整に関する事項
主任	主事	○現業 ・電算関係に関する事項（医療情報関連データベース化含）
主査	主任	○企画・現業 ・年金調査に関する事項 ・税務調査に関する事項 ・公営住宅費に関する事項
主任	主査	○企画・現業 ・収入申告書の発送に関する事項 ・就労指導対象者の自立支援に関すること ・国庫補助事業に関すること
主任	主任	○企画・現業 ・長期入院・入所者訪問調査に関する事項 ・ごみ専用袋の現物支給に関する事項 ・介護保険料に関する事項
主事	主任	○企画・現業 ・教材費調査に関する事項 ・文書回覧・整理に関する事項 ・全国一斉調査に関する事項
主任	主事	○企画・現業 ・学校関係の照会・回答に関する事項 ・その他各種調査に関する事項 ・係の福利厚生に関する事項
ケースワーカー当番制		○企画・現業 面接相談に関する事項 ケースワーカーによる当番制
正	副	件数 地区名（ケース数）
専門員	主任	65 咸宜（中城町・港町・丸の内町）地区（18）朝日地区（17）天瀬五馬地区（18）県費（12）
副主幹	主任	66 桂林地区（42） 県費（8） 前津江町（8） 上津江町（8）
主査	主任	71 光岡地区（46） 天瀬東渓（25）
主任	専門員	72 咸宜（田島・豆田・淡窓・三本松）地区（47） 三花地区（14）五和地区（11）
主任	主事	69 竹田地区（53） 夜明・大鶴地区（2） 大山町（14）
主事	副主幹	72 三芳地区（61） 東有田地区（3） 中津江村（3）
主任	副主幹	69 隅・庄手地区（22） 高瀬地区（29） 小野地区（5）西有田地区（13）
合計ケース		484

	保護係長	臨時	○医療・介護 ・医療及び介護事務に関する事項（生活保護） ・係の庶務に関する事項
	嘱託	専門員	○レセプト点検等 ・医療データ入力に関する事項 ・レセプト点検に関する事項
子育て支援係 7人	係長	副主幹	・係全般の指導監督に関する事項 ・児童福祉・母子寡婦福祉に関する事項 ・家庭児童相談室運営に関する事項 ・母子自立支援員に関する事項 ・母子就労センターに関する事項
	副主幹	主事	・公立保育所調理・給食指導に関する事項 ・給食材料の保育所別購入経理に関する事項 ・母子家庭医療費支給事業に関する事業 ・係の庶務に関する事項
	副主幹	主任	・予算及び決算に関する事項 ・公立保育所民間委託に関する事項 ・母子寡婦福祉資金の交付に関する事項 ・幼保連絡協議会に関する事項
	主査	主事	・保育所入所に関する事項 ・保育所負担金、調定に関する事項 ・保育所運営経費に関する事項 ・保育所管理運営指導に関する事項 ・保育料の滞納整理に関する事項
	主査	副主幹	・乳幼児医療費助成の総括に関する事項 ・乳児に対するごみ袋配布に関する事項 ・児童館運営（経理）に関する事項
	主査	副主幹	・児童福祉に関する事項 ・放課後健全育成事業に関する事項 ・ひたし子ども育成支援行動計画の策定及び推進に関する事項 ・日田市地域子育て支援連絡協議会に関する事項 ・児童館の民間委託に関する事項

資料8 日田市高齢障害福祉課の組織と事務分掌 その3介護認定審査室

職員6人 嘱託員6人

	正	副	事務分掌
総括	室長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査室の総括に関する事項</li> </ul>
	次長		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定調査・審査業務の総括に関する事項</li> </ul>
調査審査係	次長	次長 副主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査会の条例・規則に関する事項</li> <li>・要綱等の制定に関する事項</li> <li>・意見書管理業務に関する事項</li> </ul>
	副主幹	主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの保守管理に関する事項</li> <li>・事前データ作成業務に関する事項</li> <li>・認定審査結果管理業務に関する事項（各種統計データの作成・管理）</li> <li>・文書の管理・保存に関する事項</li> </ul>
	主任		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査会委員の選任、合議体の所属変更に関する事項</li> <li>・介護認定審査会全体会及び研修に関する事項</li> <li>・認定審査会スケジュールに関する事項</li> <li>・事前データ作成業務に関する事項</li> </ul>
	主任		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前データ作成業務に関する事項</li> <li>・予算の編成、執行に関する事項</li> <li>・庶務に関する事項</li> </ul>
保健師	副主任	保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定訪問調査全般に関する事項</li> <li>・介護認定訪問調査依頼（遠隔地委託）に関する事項</li> <li>・受給者資格既保有転入者に関する事項</li> <li>・主治医意見書依頼発送に関する事項</li> <li>・主治医変更の連絡調整に関する事項</li> <li>・主治医意見書手数料支払いに関する事項</li> <li>・介護認定支援システムへの送信に関する事項</li> </ul>
	保健師	副主任幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定結果通知に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 審査結果の点検・入力及び結果通知書・保険証の打ち出しに関する事項</li> <li>② 主治医への認定結果の連絡に関する事項</li> <li>③ ケアプラン連絡に関する事項</li> <li>④ 認定結果の集計に関する事項</li> <li>⑤ 更新申請未申請者の点検に関する事項</li> <li>⑥ 一次判定修正結果の入力に関する事項</li> </ul> </li> <li>・支援費に関する事項           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 訪問調査に関する事項</li> <li>② 勘案事項調査表の作成に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
	嘱託員6人		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定調査に関する事項</li> <li>・支援費調査に関する事項</li> </ul>

資料9 日田市健康保険課の組織と事務分掌 その1国民健康保険係

職員8人+嘱託7人

			事務分掌
			事務分掌
國 民 健 康 保 険 係	係長	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係の予算、決算に関する事項</li> <li>・国保運営協議会に関する事項</li> <li>・調整交付金（経営姿勢良好分）に関する事項</li> <li>・第三者行為求償事務に関する事項</li> <li>・国・県の指導監督・助言に関する事項</li> <li>・広報全般に関する事項</li> <li>・係の時間外勤務命令に関する事項</li> </ul>
	主査	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健医療統計に関する事項</li> <li>・国保統計、月報、年報に関する事項</li> <li>・国保運営協議会書記に関する事項</li> <li>・国保適用適正化対策に関する事項</li> <li>・医療費適正化に関する事項</li> <li>・資格異動等の電算処理に関する事項</li> </ul>
	主査	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保特別会計の予算、財産に関する事項</li> <li>・調整交付金全般に関する事項</li> <li>・滞納者対策（保険証更新）に関する事項</li> <li>・居所不明者の調査に関する事項</li> </ul>
	主任	主事補	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人特別会計の予算、財産に関する事項</li> <li>・老人特別会計の国、県負担金等に関する事項</li> <li>・保険者別医療費通知に関する事項</li> <li>・老人高額医療費の支給に関する事項</li> </ul>
	主事	主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者医療に関する事項</li> <li>・国保の高額療養費の支給に関する事項</li> <li>・医療費通知に関する事項</li> <li>・国保の資格適正化に関する事項（退職）</li> <li>・高額共同事業に関する事項</li> </ul>
	主事	主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保療養費の支給に関する事項</li> <li>・国保レセプトの過誤調整に関する事項</li> <li>・国保連合会の事務委任等に関する事項</li> <li>・国保療養費の支給に関する事項（食事代）</li> <li>・国保人間ドックフォローアップ事業に関する事項</li> <li>・国保実態調査に関する事項</li> <li>・旅行命令に関する事項</li> </ul>
	主事補	主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人の医療費通知に関する事項</li> <li>・老人医療受給者証の交付に関する事項</li> <li>・老人医療の医療費支給費（現金給付分）に関する事項</li> <li>・老人レセプトの過誤調整に関する事項</li> <li>・老人の資格異動に関する事項</li> <li>・老人医療給付費（現物）の支給に関する事項</li> <li>・老人減額認定に関する事項</li> </ul>

主事 補	主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はり・きゅう等施術の助成に関する事項</li> <li>・前期高齢者証の交付に関する事項</li> <li>・出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事項</li> <li>・公文書の収受、発送に関する事項</li> <li>・社保加入者の資格適正化に関する事項</li> <li>・出勤簿等の整理に関する事項</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口業務に関する事項</li> </ul>
係員全員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト点検、仕分に関する事項</li> </ul>
嘱託 7名		

#### 資料10 天瀬振興局福祉保健課の組織と事務分掌

課長 福祉係 2人 保健年金係 5人（保健師 1人含） 合計 7人

係	正	副	事務分掌
福祉係 2人	係長	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員法（昭和23年法律第198号）に関する事項</li> <li>・保護費の支給に関する事項</li> <li>・生活保護法（昭和25年法律第144号）に関する事項</li> <li>・行路病人及行路死亡人取締法（明治32年法律第93号）に関する事項</li> <li>・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に関する事項</li> <li>・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に関する事項</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉法に関する事項</li> <li>・児童福祉法のうち、障害児に関する事項</li> <li>・課の庶務に関する事項</li> <li>・市の収入金の収納に関する事項</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に関する事項（障害児に関する事項を除く）</li> <li>・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関する事項に関する事項・児童手当法（昭和46年法律第73号）に関する事項</li> <li>・児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に関する事項</li> <li>・乳幼児医療に関する事項</li> <li>・私立保育園に関する事項</li> <li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に関する事項</li> <li>・老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関する事項</li> <li>・在宅老人福祉に関する事項</li> <li>・老人福祉関連施設に関する事項</li> </ul>
	係長	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の給付に関する事項</li> <li>・国民健康保険保健事業に関する事項</li> </ul>
	主査	係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の給付に関する事項</li> <li>・老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療に関する事項</li> <li>・狂犬病予防及び畜犬の取締りに関する事項</li> </ul>

保 健 年 金 係 5 人	主査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金に関する事項</li> <li>・敬老年金に関する事項</li> <li>・災害救助及び日本赤十字等に関する事項</li> </ul>
	保健 師 1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人及び母子の保健指導に関する事項</li> <li>・栄養指導に関する事項</li> <li>・生活習慣病対策に関する事項</li> <li>・保健衛生思想の普及に関する事項</li> <li>・予防接種及び結核予防に関する事項</li> </ul>

#### 資料11 前津江振興局市民福祉課の組織と事務分掌

課長 住民係 2人 福祉保健係 4人 合計 7人

係	正	副	事務分掌
住 民 係 2 人	課長	主幹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括</li> <li>・一般廃棄物に関する事項</li> <li>・公害防止に関する事項</li> <li>・ごみの減量及びリサイクルに関する事項</li> <li>・美化意識の高揚に関する事項</li> <li>・清掃活動の推進及び不法投棄対策に関する事項</li> <li>・緑化の推進その他環境保全に関する事項</li> <li>・産業廃棄物処理に関する事項</li> <li>・河川、飲料水等の水質検査に関する事項</li> <li>・同和問題解決のための施策に関する事項</li> <li>・同和問題の調整に関する事項</li> <li>・交通安全の推進に関する事項</li> <li>・交通災害共済に関する事項</li> <li>・防犯に関する事項</li> <li>・自衛官募集に関する事項</li> <li>・墓地、埋葬等に関する事項</li> <li>・放置自転車、自動車等に関する事項</li> <li>・窓口用公印の管理に関する事項</li> <li>・住民係全般に関する事項</li> <li>・課の庶務に関する事項</li> </ul>
	1人	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍、住民基本台帳に関する届出書類の受理及びこれに基づく書類その他諸証明の交付に関する事項</li> <li>・外国人登録に関する事項</li> <li>・印鑑登録に関する事項</li> <li>・埋火葬許可及び葬祭場の使用許可に関する事項</li> <li>・総合案内及び窓口連携に関する事項</li> <li>・市の収入金の収納に関する事項</li> </ul>

福祉保健係 4名	1人	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業に関する事項</li> <li>・国民健康保険の給付に関する事項</li> <li>・身体障害者福祉法に関する事項</li> <li>・生活保護法に関する事項</li> <li>・保護費の支給に関する事項</li> <li>・行旅病人及び行旅死亡人取扱法に関する事項</li> <li>・児童福祉法のうち、障害児に関する事項</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する事項</li> <li>・知的障害福祉法に関する事項</li> <li>・献血に関する事項</li> <li>・災害救助及び日本赤十字社等に関する事項</li> <li>・民生委員法に関する事項</li> <li>・市の収入金の収納に関する事項</li> <li>・福祉保健係全般に関する事項</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に関する事項</li> <li>・在宅老人福祉に関する事項</li> <li>・老人保健法による医療に関する事項</li> <li>・敬老年金に関する事項</li> <li>・老人福祉関連施設に関する事項</li> <li>・保健介護支援センターに関する事項</li> <li>・狂犬病予防及び畜犬の取締りに関する事項</li> <li>・そ族昆虫駆除に関する事項</li> <li>・国民年金に関する事項</li> </ul>
	1人	2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の給付に関する事項</li> <li>・乳幼児医療に関する事項</li> <li>・児童福祉法に関する事項（障害児に関する事項を除く）</li> <li>・児童手当法に関する事項</li> <li>・児童扶養手当法に関する事項</li> <li>・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事項</li> <li>・市立保育園に関する事項</li> <li>・母子及び寡婦福祉法に関する事項</li> </ul>
	1人	2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人及び母子の保健指導に関する事項</li> <li>・栄養指導に関する事項</li> <li>・生活習慣病に関する事項</li> <li>・保健衛生思想の普及に関する事項</li> <li>・予防接種及び結核予防に関する事項</li> </ul>